

山 運 輸 第 7 号 の 2
令 和 8 年 4 月 1 3 日

個人タクシー事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長
(公 印 省 略)

準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いに基づく参入枠について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知があったので、了知願います。

東自旅二第20号の2
令和8年4月7日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長

準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いに基づく参入枠について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに貴支局掲示板等適切な場所に掲示されたい。また、関係団体あて周知されたい。

公 示

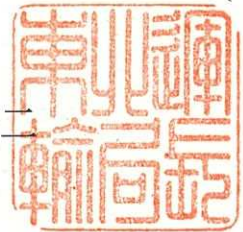
公示第6号

準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いに基づく参入枠について

「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（令和4年3月30日付け国自旅第571号）に基づき、下記のとおり令和8年度の参入枠及び申請受付期間を公示する。

令和8年4月7日

東北運輸局長 吉田 昭二



記

1. 令和8年度における営業区域毎の参入枠

| 県名 | 交通圏 | 参入枠 |
|----|-------|-----|
| 青森 | 青森交通圏 | 1 |
| | 八戸交通圏 | 2 |
| 岩手 | 盛岡交通圏 | 0 |
| 宮城 | 仙台市 | 18 |
| 秋田 | 秋田交通圏 | 6 |
| 山形 | 山形交通圏 | 4 |
| 福島 | 福島交通圏 | 5 |
| | 郡山交通圏 | 0 |

2. 申請受付期間

- (1) 令和8年5月1日から令和8年5月31日まで
- (2) 令和8年9月1日から令和8年9月30日まで
- (3) 令和9年1月1日から令和9年1月31日まで

申請受付期間のうち、(2)または(3)の期間が到来するまでに処分件数が参入枠に達した場合、以降の期間において申請の受付は行わないこととする。

附 則

この公示は、令和8年4月7日から適用する。